

**戦没者等のご遺族の皆さまへ
第十回特別弔慰金が支給されます**

○ 特別弔慰金の趣旨

戦後 70 周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

第十回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表するため、償還額を年 5 万円に増額するとともに、5 年ごとに国債を交付することとしています。

○ 支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成 27 年 4 月 1 日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

1. 平成 27 年 4 月 1 日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記 1 から 3 以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き 1 年以上の生計関係を有していた方に限ります。

○ 支給内容 額面 25 万円、5 年償還の記名国債

○ 請求期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 4 月 2 日
(請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。)

○ 請求窓口 お住まいの市町の援護担当課

※なお、平成 32 年 4 月 1 日を基準日とする特別弔慰金については、平成 32 年 4 月 1 日から請求受付を開始する予定です。

請求手続など詳しくは、お住まいの市町の援護担当課および県健康福祉政策課（077-528-3514）までお問い合わせください。